

先進医療の新規届出技術について  
(届出状況/1月受理分)

受理番号	技術名	適応症等	先進医療の内容	医薬品・医療機器情報	保険給付されない費用※1※2 (「先進医療に係る費用」)	保険給付される費用※2 (「保険外併用療養費」)	保険外併用療養費分に係る一部負担金	先進医療A又はB (事務局案)	受理日 ※3
005	血管性間歇性跛行患者に対する体外衝撃波治療	末梢動脈疾患による間歇性跛行(閉塞性動脈硬化症、ピュルガー病)	別紙1-1	別紙1-2	21万7千円 (患者負担分:16万3千円)	4万5千円	1万9千円	先進医療B	H24.12.27
006	培養自家口腔粘膜上皮シート移植	難治性角結膜疾患と診断された患者のうち、原疾患がスチーブンス・ジョンソン症候群、眼類天疱瘡、重症熱・化学腐食のいずれかであるもの	別紙2-1	別紙2-2	237万3千円	17万4千円	7万5千円	先進医療B	H25.1.5
007	閉経後乳癌患者を対象とした術前内分泌療法下におけるゾレドロン酸の投与の有効性およびγδ型T細胞の関連を探索する多施設共同試験	閉経後乳癌	別紙3-1	別紙3-2	3万5千円 (患者負担分は3千円)	18万5千円	7万9千円	先進医療B	H25.1.15

- ※1 医療機関は患者に自己負担を求めることができる。  
 ※2 典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。  
 ※3 原則として21日以降に受理した場合は翌月分として処理している。

【備考】

- 先進医療A  
 1 未承認等の医薬品若しくは医療機器の使用又は医薬品若しくは医療機器の適応外使用を伴わない医療技術(4に掲げるものを除く。)  
 2 以下のような医療技術であって、当該検査薬等の使用による人体への影響が極めて小さいもの  
 (1)未承認等の体外診断薬の使用又は体外診断薬の適応外使用を伴う医療技術  
 (2)未承認等の検査薬の使用又は検査薬の適応外使用を伴う医療技術
- 先進医療B  
 3 未承認等の医薬品若しくは医療機器の使用又は医薬品若しくは医療機器の適応外使用を伴う医療技術(2に掲げるものを除く。)  
 4 未承認等の医薬品若しくは医療機器の使用又は医薬品若しくは医療機器の適応外使用を伴わない医療技術であって、当該医療技術の安全性、有効性等に鑑み、その実施に係り、実施環境、技術の効果等について特に重点的な観察・評価を要するものと判断されるもの。